

せいそう 速報 労働者

2026 年 8 月 25 日
No. 1245
東京清掃労働組合
企画・総務局

扶養手当における認定要件について 小委員会交渉を実施



8 月 25 日（火）、18：21 より区長会との小委員会交渉を実施し、扶養手当の認定要件の見直しについて提案を受けました。

国は 4 月から、東京都は 10 月から、扶養親族の収入限度額について引上げの改正が行われ、それに準じて特別区においても見直しが図られることになります。具体的な内容は、年間 130 万円未満としている扶養親族の収入限度額について、18 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの期間にある扶養親族においては、年間 150 万円未満に見直しとなります。

この提案に対し、その年代の子どもを抱える組合員にとってより良い条件になるとし、交渉の中で了承の回答をしました。

詳しくは議事録・提案書を確認し、組合員への周知をお願いします。

2026 年度賃金確定（第 1 回）小委員会交渉

1. 日 時 2026 年 8 月 25 日（火） 18 時 21 分から 18 時 24 分

2. 場 所 東京区政会館 20 階 203 会議室

3. 出席者

区長会：

鯨井総務部長会会長（新宿区）、田中総務部長会副会長（豊島区）、植田総務部長会副会長（江戸川区）、田中総務部長会幹事（渋谷区）、小林人事企画部長（特人厚）

オブザーバー：

藤永調査課長（特人厚）、榑勤労課長（特人厚）、浅見労務・制度改革担当課長（特人厚）

清掃労組：

坂部副中央執行委員長、渡辺副中央執行委員長、渡辺書記長、萩原書記次長、松澤常任中央執行委員、高橋常任中央執行委員、佐藤常任中央執行委員、西大條常任中央執行委員、水落常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、扶養手当における認定要件の見直しについて、別紙のとおり提案いたします。

扶養制度については、所得税における所得控除制度や、健康保険法に基づく被扶養者に係る年間収入の認定要件が見直され、東京都職員共済組合及び公立学校共済組合においても同様の見直しが行われております。

国家公務員の扶養手当制度では、本年 4 月から、手当の支給要件となる扶養親族の収入限度額について、大学生年代の場合は年額 1 3 0 万円未満から 1 5 0 万円未満への引上げが行われております。また、東京都においても、本年 1 0 月から、同様の引上げが行われます。

区の扶養手当制度は、国や東京都等の制度・水準等を考慮して支給要件を設定してきたところであり、今般の国や東京都等における見直し内容を踏まえ、制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件について、見直しを行うことといたします。

具体的には、年間１３０万円未満としている扶養親族の収入限度額について、満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある扶養親族にあつては、年間１５０万円未満へと見直すこととします。なお、扶養親族から、配偶者及びパートナーシップ関係の相手方は除くこととします。実施時期は令和８年１０月１日といたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、扶養手当における認定要件の見直しについて提案がありました。

私どもとしましても、今回皆さん方から示された扶養手当における認定要件の見直しは、年代の子を抱えている組合員にとって、より有利な条件になると認識しておりますので、これを了といたします。

〈当局〉

扶養手当における認定要件の見直しについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

扶養手当における認定要件の見直しについて（案）

1 趣旨

国や東京都等との制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件について、見直しを行う。

2 内容

扶養親族の収入限度額を以下のとおり改正する。

現 行	改 正 後
年間 130 万円未満	年間 130 万円（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（配偶者※ ¹ 及びパートナーシップ関係※ ² の相手方を除く。）にあっては、年間 150 万円）未満

※1 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

※2 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。

3 実施時期

令和 8 年 10 月 1 日